

設計業務委託契約書（案）

設計業務名 自然科学研究機構（山手）山手1号館A東改修構造設計業務

委託報酬の額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

発注者大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 川合眞紀 と受注者【受注者名】との間において、上記の設計業務について、上記の委託報酬の額で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第1条 受注者は、別冊の設計業務委託特記仕様書に従い、設計業務を完了するものとする。

第2条 設計業務は、【受注者の住所】において実施する。

第3条 設計業務の着手時期は、令和5年 月 日とする。

第4条 設計業務の完成期限は、令和6年3月29日とする。

第5条 設計業務完了通知書は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構岡崎統合事務センター財務部施設課に送付するものとする。

第6条 委託報酬は、受注者からの適法な請求に基づき、自然科学研究機構財務課より1回に支払うものとする。

第7条 委託報酬の請求書は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構岡崎統合事務センター財務部施設課に送付するものとする。

第8条 契約保証金は、金 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第9条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託報酬（本契約締結後、委託報酬の変更があった場合には、変更後の委託報酬）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第10条 受注者は、業務において知り得た発注者の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

2 技術員に対し、前項の秘密保持を遵守させなければならない。本契約期間終了後についても同様とする。

第11条 この契約についての必要な細目は、自然科学研究機構が定めた設計業務委託契約要領によるものとする。

第12条 この契約における成果物の著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するしないに関わらず、設計業務委託契約要領第7条第1項に依らず、発注者に帰属するものとする。

第13条 この契約について、発注者受注者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決する。

第14条 この契約に関する訴えの管轄は、東京地方裁判所とする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者間とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名押印する。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持する。

令和5年 月 日

発注者 東京都三鷹市大沢2-21-1
大学共同利用機関法人自然科学研究機構
機 構 長 川 合 眞 紀

受注者